

令和8年9月市議会 総務委員会資料

第83号議案 令和8年度長崎市一般会計補正予算（第5号）

〈目 次〉

2款 総務費 1項 総務管理費 ページ

【1目 一般管理費】

人事給与管理システム運営費 2～7

【7目 企画費】

1（継続費補正）
新市庁舎建設事業 市庁舎跡地再整備等 8～14

2【単独】新市庁舎建設事業費 市庁舎跡地再整備等 15～16

総 務 部

令 和 8 年 9 月

予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
24～25	2 総務費	1 総務管理費	1 一般管理費	1-1	人事給与管理システム運営費	12,812 千円

1 事業目的

令和8年度税制改正において、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げが行われたこと等により、令和8年12月の年末調整から当該改正に関する事務を行う必要が生じたため、庶務事務システム及び人事給与システムの改修に要する経費を増額補正するもの。

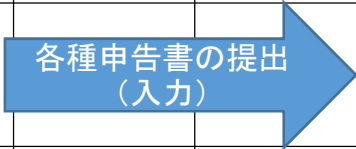
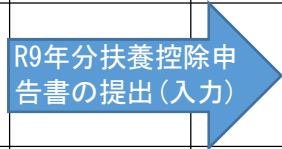
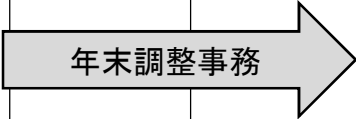
2 事業内容

システム改修の内容

区 分	庶務事務システム	人事給与システム
(1) 基礎控除の見直し	ア 基礎控除申告書関係 (ア) 様式の変更 (イ) 改正後の控除額で処理するための改修 (ウ) 所得判定区分のコード変換処理機能の改修	ア 年末調整業務 (ア) 基礎控除申告書（様式）の変更 (イ) 改正後の控除額で計算できるように設定を変更 イ 例月給与等業務 (ア) 給与及び賞与において、改正後の控除額で計算できるように設定を変更
(2) 給与所得控除の見直し	ア 配偶者控除等申告書関係 (ア) 改正後の給与所得控除で判断処理を行うための改修	ア 年末調整及び例月給与等業務 (ア) 改正後の収入範囲に応じた給与所得控除で計算できるように設定を変更

区 分	庶務事務システム	人事給与システム
(3) 生命保険料控除	ア 保険料控除申告書関係 (7) 様式の変更 (イ) 23歳未満の扶養親族の入力項目を追加 (ウ) 扶養親族の有無で計算処理を切り替える機能を追加する改修	ア 年末調整業務 (7) 保険料控除申告書（様式）の変更 (イ) 23歳未満の扶養親族の申告情報を保守する機能を追加する改修 (ウ) 所得税の計算で改正後の控除額で計算できるよう改修
(4) 扶養親族等の所得要件の改正	ア 扶養控除等申告書関係 (7) 申告書に記載されている所得金額の設定を変更	ア 年末調整業務 (7) 扶養控除等申告書に記載されている所得金額の設定を変更 (イ) 年税計算におけるエラーチェック機能の改修 イ 例月給与等業務 (7) 給与及び賞与において、改正後の控除額で計算できるように設定を変更
(5) 源泉徴収票の様式変更	ア 源泉徴収票関係 (7) 様式の変更	ア 年末調整業務 (7) 源泉徴収票（様式）の変更
事業費（委託料）	12,812千円	

3 スケジュール

区 分	8 年度							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
システム改修								
職員の申告等								
年末調整事務								

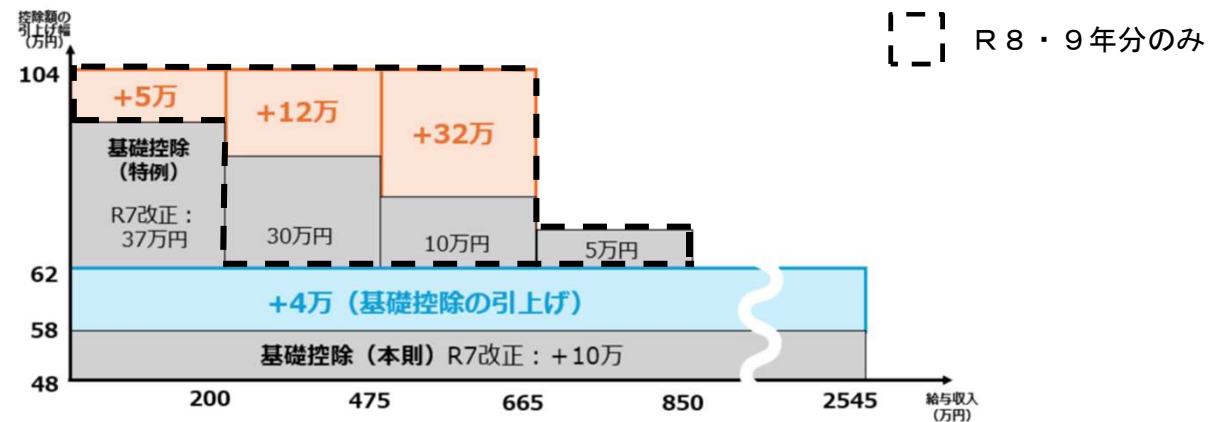
4 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
当初予算額	千円 67,237	千円 -	千円 -	千円 -	千円 2,839	千円 64,398
補 正 額	12,812	-	-	-	-	12,812
補正後の額	80,049	-	-	-	2,839	77,210

※ 他会計からの電子計算費負担金等

【参考】令和8年度税制改正等における個人所得課税の概要

- 合計所得金額が2,350万円（給与収入2,545万円）以下の基礎控除額を4万円引上げ（58万円→62万円）
- 令和8・9年分については、合計所得金額が489万円（給与収入665万円）以下の場合、さらに42万円、665万円（給与収入850万円）以下の場合、5万円の控除額の上乗せ



【基礎控除額（改正された範囲）】

(1) 基礎控除の見直し

合計所得金額 〔令和8・9年分における 収入が給与だけの場合の収入金額（注3）〕		基礎控除額（改正された範囲）			
		改正後（注1）		改正前（注1）	
		令和8・9年分	令和10年分以後	令和8年分	令和9年分以後
132万円以下 (206万円以下)		104万円（注2）	99万円（注2）	95万円（注2）	
132万円超 336万円以下 (206万円超 475万1,999円以下)			62万円	88万円（注2）	58万円
336万円超 489万円以下 (475万1,999円超 665万5,556円以下)				68万円（注2）	
489万円超 655万円以下 (665万5,556円超 850万円以下)		67万円（注2）		63万円（注2）	
655万円超 2,350万円以下 (850万円超 2,545万円以下)		62万円		58万円	

（注）1 所得税法第86条の規定による基礎控除額62万円（改正前：58万円）に、租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

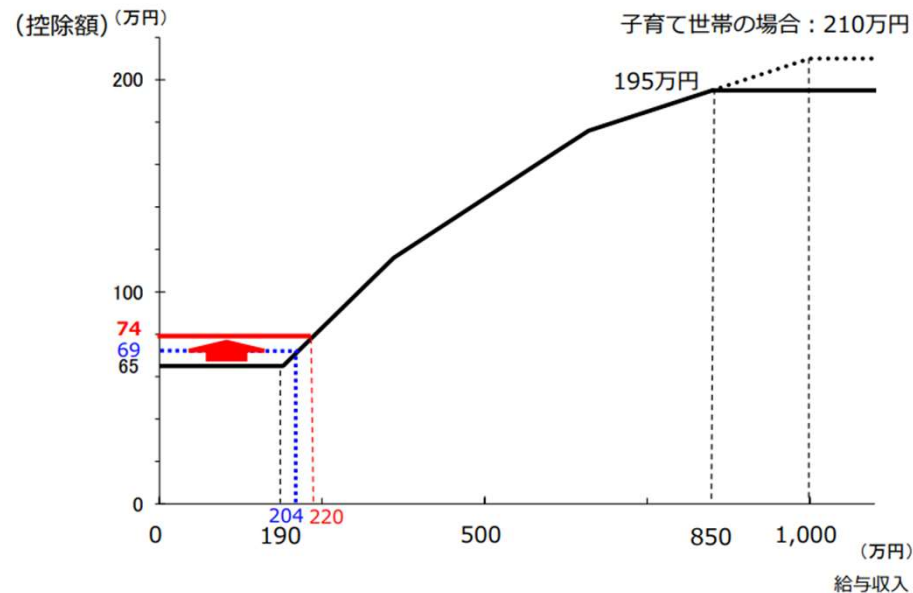
2 62万円にそれぞれ、42万円、5万円、37万円を加算した金額（改正前：58万円にそれぞれ、37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額）となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

出典：国税庁資料

(2) 給与所得控除の見直し

- 給与所得控除について、最低保証額を4万円引上げ（65万円→69万円）
- 令和8・9年分については、さらに給与所得控除の最低保障額を5万円上乗せ

【給与所得控除引上げのイメージ】



給与所得控除額

<最低保障額> 令和7年分：65万円 令和8年分以後：69万円 （令和8・9年分に限り、特例により5万円加算）	
給与収入	控除額
360万円以下	給与収入×30%＋8万円
660万円以下	給与収入×20%＋44万円
850万円以下	給与収入×10%＋110万円
850万円超	195万円

出典：国税庁資料

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与等の収入金額	給与所得控除額（改正された範囲）		
	改正後		改正前
	令和8・9年分	令和10年分以後	
190万円以下	74万円（注1）	その収入金額×30%＋8万円 （69万円未満となる場合は、69万円）	65万円
190万円超 220万円以下			その収入金額×30%＋8万円

- （注） 1 給与所得控除の最低控除額等の特例（租税特別措置法第29条の4）の適用後の給与所得控除額となります。
 2 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

出典：国税庁資料

(3) 生命保険料控除

○23歳未満の扶養親族のある納税者を対象に一般生命保険料控除の上限を2万円引上げ（4万円→6万円）
 ※一般生命保険料控除、介護医療保険料控除及び個人年金保険料控除の合計適用限度額は12万円（変更なし）

【23歳未満の扶養親族のある納税者の一般生命保険料控除額】（改正された範囲）

年間の支払保険料等	控除額
30,000円以下	支払保険料等の全額
30,000円超 60,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 15,000円
60,000円超 120,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 30,000円
120,000円超	一律60,000円

【上記以外】（新契約（平成24年1月1日以後に締結した生命保険契約）に基づく控除額）

年間の支払保険料等	控除額
20,000円以下	支払保険料等の全額
20,000円超 40,000円以下	支払保険料等 × 1/2 + 10,000円
40,000円超 80,000円以下	支払保険料等 × 1/4 + 20,000円
80,000円超	一律40,000円

※令和7年度の税制改正により、令和8年以後適用

(4) 課税最低限

現 行	改正後
基礎控除 95万円 給与所得控除 65万円	基礎控除 104万円 給与所得控除 74万円
計 160万円	計 178万円

(5) 施行期日 令和8年12月1日（令和8年12月の年末調整から適用）

継 続 費		期 間	補正額
ページ	事 項		
5	新市庁舎建設事業 市庁舎跡地再整備等	令和4年度から 令和9年度まで	千円 27,552

1 事業概要

新庁舎への機能移転に伴い、市庁舎旧別館を解体し、その跡地に公用車駐車場を整備するもの。

2 補正内容

(1)【インフレスライド条項に基づく請負代金額変更による継続費の増額】 令和9年度 13,552千円
(内訳) 管工事分5,254千円、電気工事分8,298千円

令和4年度から令和9年度まで総額20億2,829万4千円の継続費を設定し事業を行っているが、公用車駐車場等建設電気工事及び公用車駐車場等建設管工事において、受注者より請負契約書第26条第6項(インフレスライド条項※)に基づき、日本国内の物価上昇により請負代金額の増額変更の請求があったことから、継続費の増額を行うもの。

※ インフレスライド条項

予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる。

(2)【駐車場の供用開始に向けた暫定整備費の増額】 14,000千円
(内訳) 令和8年度5,600千円、令和9年度8,400千円

駐車場の建築工事の完了後、周辺道路及び都市公園の整備に着手するまでの間、歩行者や駐車場利用者の安全対策等が必要となったことから、供用部分と事業予定地の区画に設けるフェンス、供用部分と既存道路を接続するための仮設舗装等を新たに施工するもの。

3 スケジュール

年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度
建築工事	旧別館解体		駐車場建設						
管工事				駐車場建設					
電気工事				駐車場建設					
暫定整備工事					暫定整備	(2)暫定整備工事			
公用車駐車場 供用開始					● R9.10月頃				
道路工事 (近接市道)					道路整備	電線類地中化	舗装		
公園工事 (都市公園)					事業者選定	設計	公園整備		

(1)インフレスライドにより増額予定の工事

(2)暫定整備工事

今後の工事内容

管工事

衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、空気調和設備、換気設備

電気工事

受変電設備、幹線設備、動力設備、車両充電設備、電灯設備、監視カメラ設備、構内交換設備、自動火災報知設備、駐車場管制設備

暫定整備工事

土工、排水構造物工、舗装工、縁石工、防護柵工

4 事業概要

完成イメージ図



建物概要

主要用途 駐車場

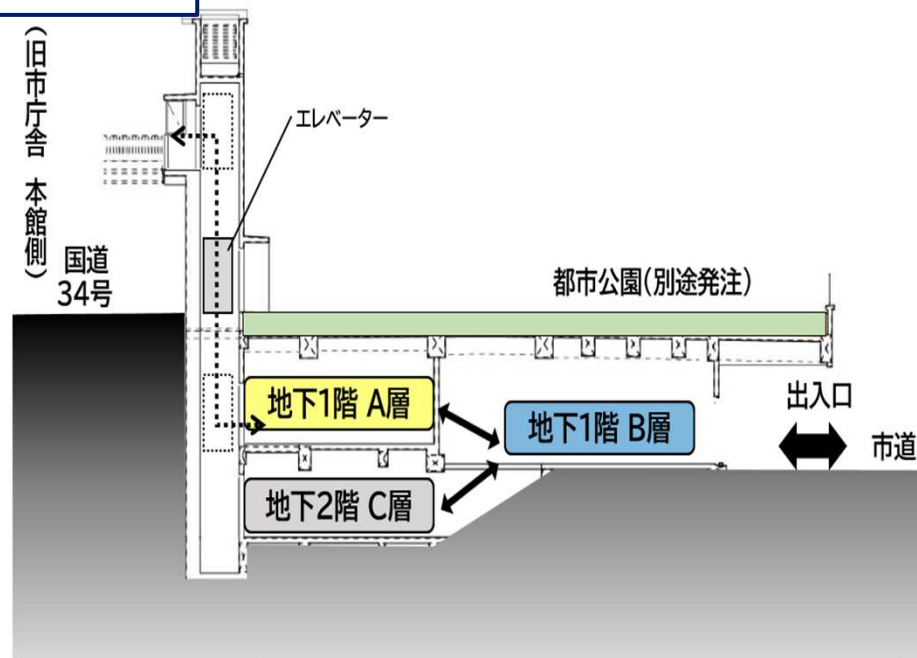
構造 鉄筋コンクリート造

階数 地下2階、塔屋2階建て

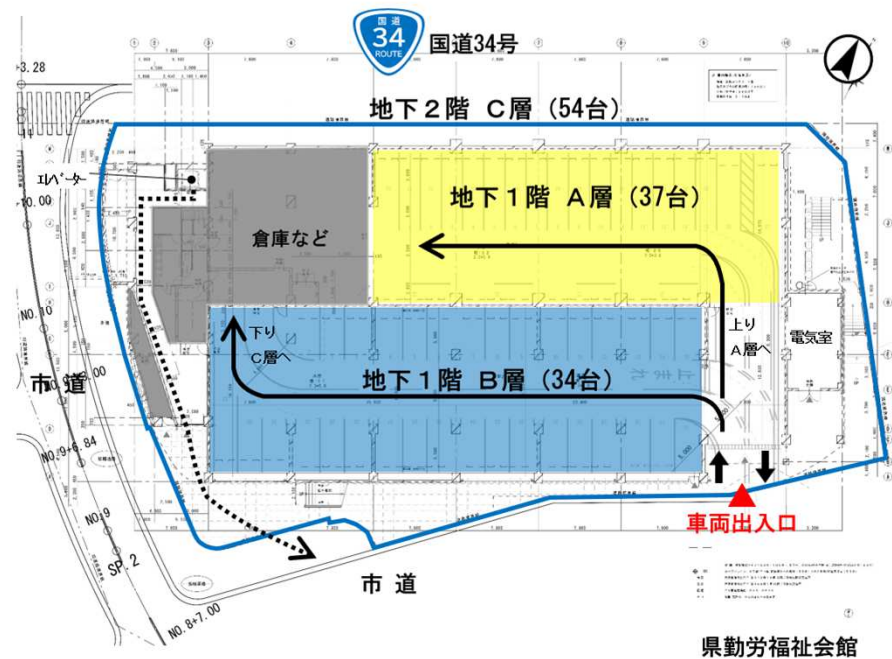
延べ面積 2,975.06 m²

駐車台数 最大125台

断面図



平面図



5 補正内容

(1)インフレスライド条項に基づく請負代金額変更による継続費の増額 **13,552,000円**

インフレスライドとは

基準日以降に施工する部分(残工事)に相応する請負代金額について、基準日における賃金・物価で算出し直し、請負代金額を変更する制度。ただし、残工事に相応する請負代金額の1%の増減は、受注者又は発注者が負担し、変更の対象としない。

年度	R7年度				R8年度				R9年度			
月	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1
管工事												
電気工事												

設計変更額

インフレスライド 増額分 5,253,600円
 受注者負担分(残工事の1%) 1,332,287円
 残 工事(スライド前) 133,228,701円

残 工事(スライド後)
139,814,588 円
 上昇率 約4.9%
 (スライド後/スライド前)

令和8年5月25日
 インフレスライド請求(基準日)▲

基準日 以降の
 残工事がスライド対象

設計変更額

インフレスライド 増額分 8,298,400円
 受注者負担分(残工事の1%) 1,594,928円
 残 工事(スライド前) 159,492,840円

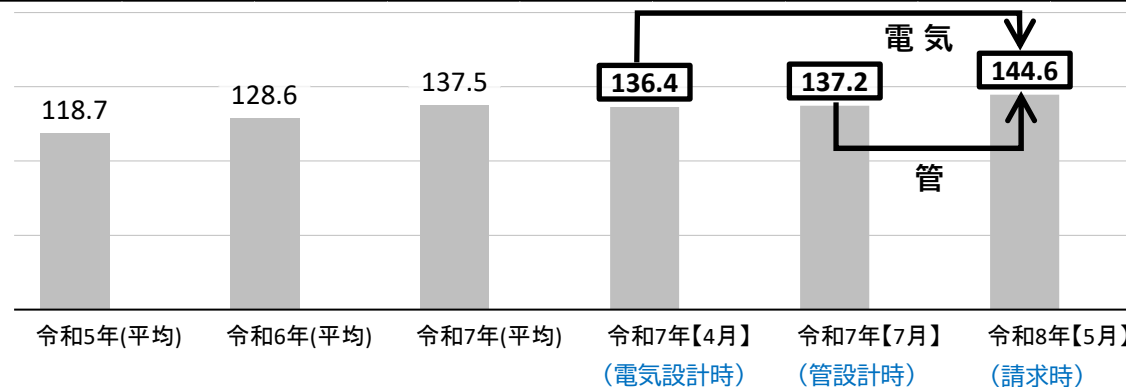
残 工事(スライド後)
169,386,168 円
 上昇率 約6.2%
 (スライド後/スライド前)

令和8年5月25日
 インフレスライド請求(基準日)▲

基準日 以降の
 残工事がスライド対象

【参考】

建設物価 建設費指数
 構造別平均
 (福岡:鉄筋コンクリート造)



物価上昇率
 管工事 :5.3%
 電気工事:6.0%
 (請求時/設計時)
 (2015年平均=100)

一般財団法人
 建設物価調査会
 HPより数値引用

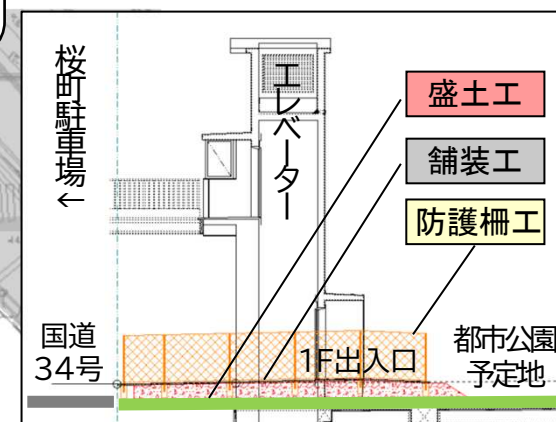
5 補正内容

(2) 駐車場の供用開始に向けた暫定整備費の増額

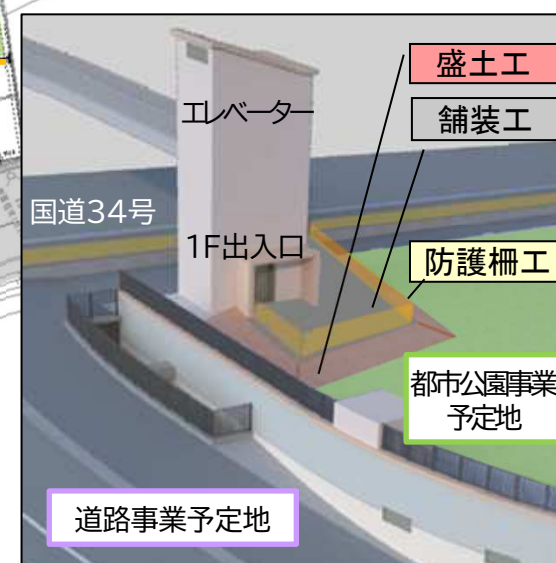
14,000,000 円

主な工事内容

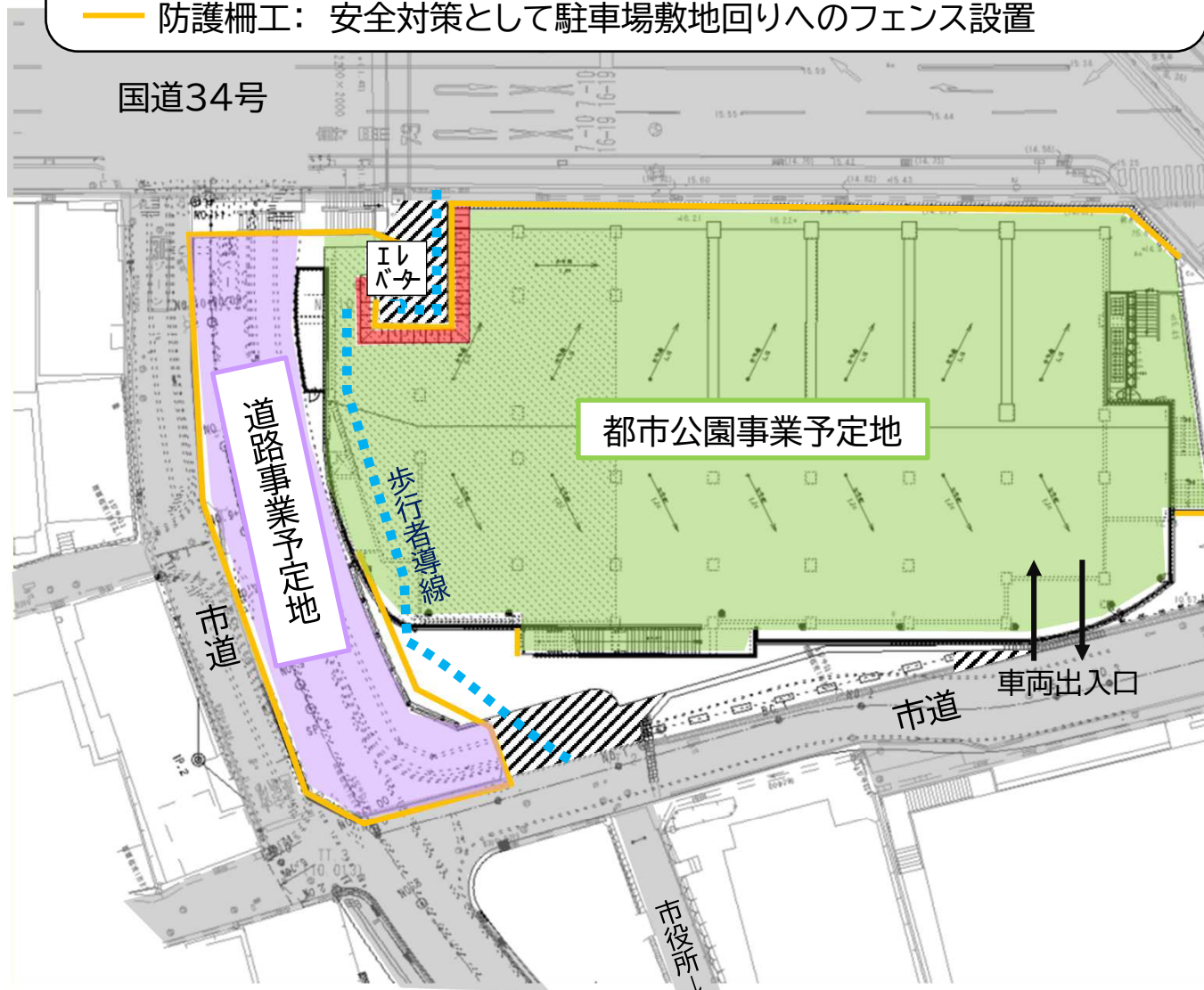
- 盛土工: エレベーターから国道への経路の高低差解消のための盛土
- //// 舗装工: 国道と駐車場、市道と駐車場を接続する箇所の仮設舗装
- 防護柵工: 安全対策として駐車場敷地回りへのフェンス設置



エレベーター周辺立面イメージ



エレベーター周辺整備イメージ



5 補正内容

(2) 駐車場の供用開始に向けた暫定整備費の増額

盛土工、舗装工イメージ



主な工事内容

盛土工

エレベーターから国道への経路の高低差解消のための盛土

舗装工

国道と駐車場、市道と駐車場を接続する箇所の仮設舗装

防護柵工

安全対策として駐車場敷地回りへのフェンス設置

- ・国道沿線はバス停に面していること、2年程度はそのままになる見込みであることから、金属製フェンスを設置

- ・市道沿線は、令和9年度から拡幅工事着手予定のため、安価で撤去が容易なプラスチック製フェンスを設置

14,000,000 円

防護柵イメージ
国道沿線の場合



防護柵イメージ
市道沿線の場合



6 財源内訳

区分	年度	年割額	財源内訳				
			国庫支出金※1	県支出金	地方債※2	その他※3	一般財源
		千円	千円	千円	千円	千円	千円
補正前の額	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	299,400	40,656	—	67,200	191,544	—
	令和6年度	423,900	57,667	—	169,900	196,333	—
	令和7年度	423,900	34,272	—	168,800	220,828	—
	令和8年度	493,900	—	—	197,000	296,900	—
	令和9年度	387,194	—	—	154,400	232,794	—
	合計	2,028,294	132,595	—	757,300	1,138,399	—
補正額	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	—	—	—	—	—	—
	令和6年度	—	—	—	—	—	—
	令和7年度	—	—	—	—	—	—
	令和8年度	5,600	—	—	2,200	3,400	—
	令和9年度	21,952	—	—	8,700	13,252	—
	合計	27,552	—	—	10,900	16,652	—
補正後の額	令和4年度	—	—	—	—	—	—
	令和5年度	299,400	40,656	—	67,200	191,544	—
	令和6年度	423,900	57,667	—	169,900	196,333	—
	令和7年度	423,900	34,272	—	168,800	220,828	—
	令和8年度	499,500	—	—	199,200	300,300	—
	令和9年度	409,146	—	—	163,100	246,046	—
	合計	2,055,846	132,595	—	768,200	1,155,051	—

※1 地域防災拠点建築物整備緊急促進事業（補助率1/3）

※2 公共事業等債（充当率90% 交付税措置率22.2%）、一般事業債 石綿対策事業債（充当率95% 交付税措置率40%）
公共施設等適正管理推進事業債（充当率90% 交付税措置率25%）

※3 市庁舎建設整備基金繰入金 新市庁舎建設事業費負担金（水道事業会計及び下水道事業会計）

予 算 説 明 書					事 業 名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
24～25	2 総務費	1 総務管理費	7 企画費	1-1	【単独】新市庁舎建設事業費 市庁舎跡地再整備等	千円 5,600

1 事業目的

新庁舎への機能移転に伴い、市庁舎旧別館を解体し、その跡地に公用車駐車場を整備するもの。

2 補正内容

駐車場の建築工事の完了後、周辺道路及び都市公園の整備に着手するまでの間、歩行者や駐車場利用者の安全対策等が必要となったことから、供用部分と事業予定地の区画に設けるフェンス、供用部分と既存道路を接続するための仮設舗装等を新たに施工するもの。

3 財源内訳

区 分	事 業 費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債※1	その他※2	一般財源
当初予算	千円 493,900	千円 —	千円 —	千円 197,000	千円 296,900	千円 —
9月補正	5,600	—	—	2,200	3,400	—
補正後	499,500	—	—	199,200	300,300	—

※1 公共施設等適正管理推進事業債(充当率90% 交付税措置率25%)

※2 市庁舎建設整備基金繰入金 新市庁舎建設事業費負担金(水道事業会計及び下水道事業会計)

参考 公用車駐車場整備にかかる契約の経緯及び今後の予定

[単位:円]

工事名		種別	請負業者 工期	当初契約 (予定)額 ①	変更(予定)額 ②	変更(予定)額 ③	契約(予定) 後額 ④=②+③
公用車駐車場等建設 ほか工事		建築工事 (解体工事 含む)	西海・森美・大進JV R5.7.7 ~R9.9.30 (R5.5月仮契約、7月議決)	1,521,785,100	78,074,700 (R7.3.13 契約議案可決)	36,258,200 (R8.6.30 契約議案可決)	1,636,118,000
今回 補正	公用車駐車場等 建設管工事	管工事	(株)日本冷熱 R7.9.19 ~R9.9.30 (R7.9月契約)	135,889,600	5,253,600		141,143,200
	公用車駐車場等 建設電気工事	電気工事	長崎運送(株) R7.9.29 ~R9.9.30 (R7.7月仮契約、9月議決)	162,597,600	8,298,400		170,896,000
	駐車場の供用開始 に向けた暫定整備 工事	土木工事	(今後入札予定)	14,000,000			14,000,000
合 計				1,834,272,300		127,884,900	1,962,157,200

 : 今回の補正((1)インフレスライド条項に基づく変更)

 : 今回の補正((2)駐車場の供用開始に向けた暫定整備費の増額)